職業教育の質向上に向けた職業実践専門課程の取り組み

東京工科自動車大学校　佐藤　康夫

1. はじめに

我が国は，急速な少子高齢化とこれに伴う生産年齢人口の急減，産業構造・労働市場の変化等の大きな課題に直面している。また，知識・技能や人材需要の高度化，職業の多様化等が進む中，雇用の中心をなしているのは，サービス業を中心とした中小企業であり，その8割を占めている。

このような中，若者のキャリア形成においては，産業界で必要となる実践的な知識や技術を学び続けてゆくことが重要であり，我が国の成長・発展の上でも不可欠な課題といえる。特に，高等教育は社会への接続という意味で重要な段階であることから，職業に必要な能力を修得できる環境を，高等教育において充実していくことが必要になっている。

上述のような，現在の高等教育における職業教育の位置付けや課題，また実践的な知識・技能を有する人材の育成ニーズや高等教育機関が職業教育において果たす役割への期待の高まりを背景に，文部科学省を中心として高等教育における職業教育を充実させるための方策が検討され，その一つとして，職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備することが決められた。

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として，企業等との密接な連携により，最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し，より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定し，奨励することとした。

2. 職業実践的な教育推進に向けた背景

現在の日本における高等教育への進学率は年々高くなっており，特に大学・短大への進学率は平成28年度で56.8%にもなっている。大学・短大の進学希望者の収容率が94%という数字があり，かつての受験戦争に象徴されるように選ばれたものだけが大学に入学するという様相は無くなってきている。

大学は「学術の中心として，広く知識を授けるとともに，深く専門の学芸を教授研究し，知的，道徳的及び応用的能力を展開させること」を目的とし，また，短期大学は大学の目的に代えて「深く専門の学芸を教授研究し，職業又は実際生活に必要な能力を育成することができる」こととしており，大学・短期大学で行われる教育活動は，学術研究の成果を基盤とすることが本来的な目的とされている。

しかし全入化が進む中，大学・短大へ進学する若者の中には将来の職業的な自立を意識して自らのキャリア形成を目的とするのではなく「自分探し」というモラトリアムの様相が色濃い若者も少なくない。

大学の就職率は全卒業生を分母にすると76%程度であり，大学院進学者の12%を差し引いても多くの若者が確固たる職業に就いていない，つまり社会との接続がうまく行っていないことが窺える。

一方で，企業における職業能力開発については，厳しい経済状況を背景に正規職員以外の就業形態で働く若者が増加すると共に，企業が人材育成にかける費用を縮小している傾向があり，新入社員教育の短期化が見られる。その結果，企業の人材ニーズが「即戦力」という言葉で代表されるように，高等教

育機関の卒業生像に職業的な実践力を求める傾向が高まっている。そういった中，専門学校は，「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し，又は教養の向上を図る」ことを目的としており，現在18歳人口の約20％が進学している（図1）。専門学校においては，実習を主体とした職業教育が盛んに行われており，実務を経験した教員により実践的な知識・技能の育成，その成果としての職業資格の取得，学んだ分野に関連する企業への高い就職率等，職業に直結する教育機関として職業的な即戦力となる人材づくりに成果を上げている。

しかし，専門学校は，専修学校制度の中に位置づけられており，設置主体の限定がなく，設置運営等に関する法令の定めがゆるやかであるなどの制度的特性を有している。この特性をいかして産業界等のニーズに即応した柔軟な職業教育を展開できるという強みを有している反面，大学・短大と比べ，全体的な質の担保の面で課題があり，その教育の質について各校毎の差異が大きいという指摘がある。

3. 職業実践専門課程の創設とその取り組み

専修学校は全般的にみれば，学校評価の実施・公表状況は芳しくなく，また，情報公開等も必ずしも進んでおらず，専修学校の取り組みが外からは見えづらいとの指摘も多い。社会が急速に変化する中で，どのように教育内容を充実し，その情報を適切に発信していくかということが課題となっており，情報公開等を促す支援も含め，学校評価・情報公開の充実に向けた取り組みは，専修学校の質保証・向上において，今後一層重要である。そのような背景の中「平成25年7月12日　専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議報告」における提言等を踏まえ，「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成25年文部科学大臣告示第133号）」が平成25年8月30日に公布・施行された。

職業実践専門課程は，企業等との密接な連携のもとで，教育課程の編成や実習・演習の実施，教員研

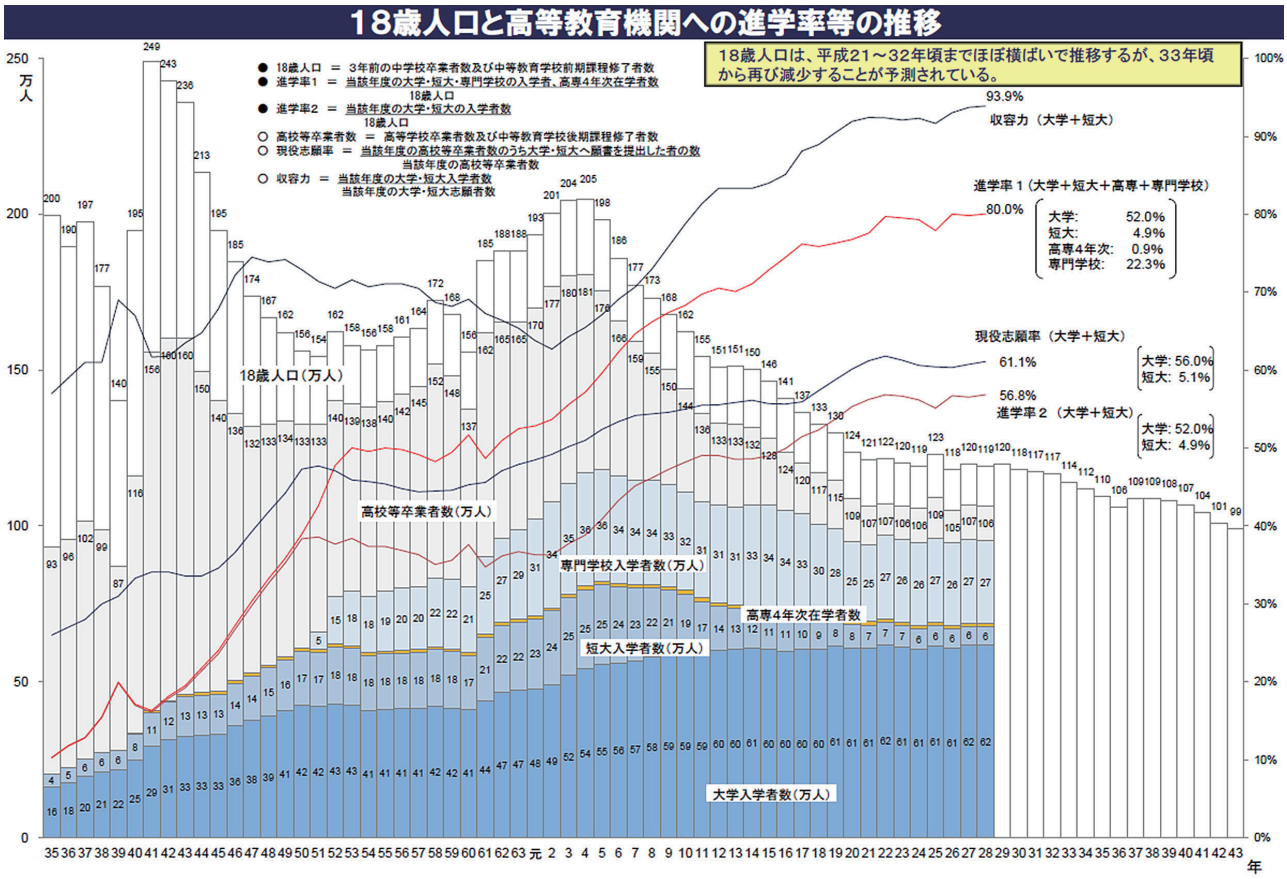

図1　文部科学省学校基本調査報告より抜粋

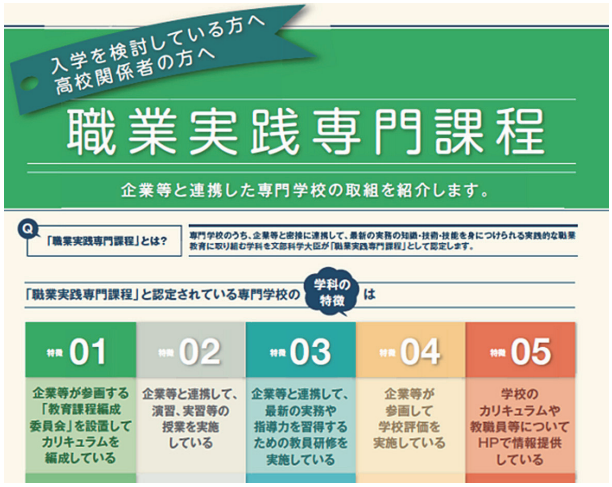

図2　文部科学省広報資料より抜粋

図3　教育課程編成委員会

図4　企業連携教育

図5　学校関係者評価

図6　企業主催教員研修

修の実施，学校関係者評価及び情報公開を実施することにより，より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が認定する制度である（図2）。

【認定要件】

・教育課程編成委員会の委員構成，開催回数，教育課程の編成内容
・企業等と連携した実習・演習等の実施
・企業等と連携した組織的な教員研修の実施
・企業等と連携した学校関係者評価の実施・公表
・ホームページにおける情報提供

職業実践専門課程は，産学連携等の取組実績に基づき認定する制度であり，認定後の取組状況については，学校関係者評価及び情報公開により，社会に示していく仕組みとなっている。

●教育課程編成委員会（東京工科自動車大学校の例）

卒業生の就職先である企業，自動車分野の有識者を中心に「教育課程編成委員会」を結成し，社会で必要となる教育内容について意見を頂戴し，実践的な職業能力養成に繋がるカリキュラムの改善を実施。

●「学校関係者評価」（東京工科自動車大学校の例）

卒業生，在校生保護者，地域の方，企業等が参画して学校評価委員会を開催し，学校の事業計画，自己点検自己評価に関わる検討により，外部の意見を反映した学校運営に繋げている。

図7　学校ホームページによる情報公開
（東京工科自動車大学校の例）

また，専門課程が職業実践専門課程の認定後に公表すべき様式として「別紙様式4」が指定されており，各認定要件に関する実施状況のほか，基本情報として「定員」，「教員数」，「学期制度」，「成績評価」，「卒業・進級条件」，「生徒指導」，「課外活動」，「就職等の状況」，「中途退学の現状」等が公表項目として定められている（図7）。

4. 職業実践専門課程の現状と今後について

職業実践専門課程は，教育課程の組織的・定期的な見直しの実施や，企業等の外部組織との連携強化など，専修学校の学校運営・教育活動等の組織的な改善（PDCAサイクルの確立）につながっていることのほか，就職先となりうる業界において求められる能力に対する教職員の理解や指導力の向上につな

がる効果がみられるという評価を受けている。

この課程は，平成26年（2014年）の初回の大臣認定以来，これまでで合計4回の認定を経て，902校2,773学科が認定されている（平成29年(2017年)2月24日現在)。これは，全専門学校数の約30％であり，認定要件である修業年限2年以上の全学科数を母数としてみれば,学科数で約40%が認定されている（表1，表2)。

職業実践専門課程の取り組みは，専門学校の強みを引き出し，専門学校の社会的評価の一層の向上につながるものであり，将来的には，全ての専門学校において共通して実践されるべき条件として位置づけていく必要がある一方で，現時点においては，教育の高度化と改革を目指す質の高い専門学校の取り組みとして位置づけていくことが適切であり，取組充実の一層の具体化に向けて，認定要件等の見直しを図っていく方向性となっている。

初年度より4年目となる平成29年度には，初年度認定された職業実践専門課程を含め，改めて認定要件や公開情報である様式4の書式も改訂された。

表1　職業実践専門課程の認定学校及び学科数

職業実践専門課程の認定学校及び学科数 (H29.2.24現在)

年度	学校数	学科数
平成25年度	472	1,373
平成26年度	295	677
平成27年度	272	501
平成28年度	150	240
合計	902	2,773
全体に対する割合	32.0%	39.5%

表2　職業実践専門課程の分野別認定状況

職業実践専門課程の分野別認定状況　(H29.2.24現在)

分野	学校数	学科数
工業	616	49.8%
農業	12	9.4%
医療	497	27.0%
衛生	260	30.0%
教育・社会福祉	248	39.4%
商業実務	519	42.2%
服飾家政	103	22.5%
文化教養	518	29.3%
合計	2,773	39.5%

※各分野( )内は、当該分野全学科に占める割合。合計欄の( )内は修業年限2年以上の全学科7,005学科に占める割合。

5. 高等教育の複線化に向けた専門職大学・専門職短期大学の制度化

専門学校に対し「職業実践専門課程」を認定するだけではなく，高等教育における「新たな枠組み」の趣旨を大学・短期大学のいわゆる一条校における職業教育の機能についても議論が進められていた。

その結果，質の高い中堅人材養成を目的とした高等教育における職業教育の充実を図るため，平成29年5月に，学校教育法の一部を改正する法律が成立し，平成31年4月1日より専門職大学・専門職短期大学が制度化されることになった。

●専門職大学等の概要

産業構造の急激な転換により，社会における将来の予測の困難化が進み，変化の激しい社会に対応した人材，すなわち，より高度な「実践力」と新たなモノやサービスを創り出せる「創造力」を有する人材の育成強化が急務となっている。「専門職大学等」は，大学制度の中に，実践的な職業教育に重点を置いた仕組みとして制度化するものであり，産業界との密接な連携により，専門職業人材の養成強化を図り，大学への進学者に新たな選択肢を広げる。

●専門職大学等の特色(既存の大学制度と異なる点)

①教育内容

専門職大学等は，その専門性が求められる職業に就いている者，当該職業に関連する事業を行う者，その他の関係者の協力を得て，教育課程を編成，実施することになっており，産業界等と連携した教育を実施することが義務付けられる。また，卒業単位のおおむね3～4割程度以上を実習等の科目とするとともに，適切な指導体制が確保された企業内実習等を2年間で10単位以上，4年間で20単位以上履修することとしている。

②修業年限

4年制課程の専門職大学と，2年制又は3年制課程

の専門職短期大学があり，前期課程及び後期課程の区分制課程も導入できることになっており，前期課程修了後，一旦就職してから後期課程への再入学，社会人が学び直しのために後期課程から入学するなど，多様な学習スタイルを選択できる。

③教員

実務家教員を教員組織の中に積極的に位置づけ，必要専任教員数のおおむね4割以上を実務家教員とし，その半数以上は研究能力を併せ有する実務家教員とする。

④学位

専門職大学を卒業した者に対し「学士（専門職）」の学位を，専門職短期大学を卒業した者に対し「短期大学士（専門職）」の学位を授与し，また，専門職大学の前期課程を修了した者に対し「短期大学士（専門職）」の学位を授与する。

⑤修業年限の通算

社会人の学び直しを推進するため，実務の経験を有する者が専門職大学等に入学する場合に，当該入学者の実務経験を通じた能力習得を勘案して，一定期間を修業年限に通算できる。

⑥認証評価

専門職大学等の認証評価においては，専門分野の特性に応じたいわゆる分野別評価を行う。

6. 今後の課題・考察

専門学校において，職業教育の質向上に向けた取り組みや，職業実践専門課程の認定を申請し，自らの教育の高度化を図る動きは，職業教育により社会に貢献する実績を積んでいる自負と，その取り組みについて社会的な認知を得ることが主な動機となっている。さらに長年高等教育機関として認められながらも一条校という位置づけが与えられず，未だ国からの教育助成を受けていない立場を段階的に解消したいという考えも背景に存在した。

しかし，新たに制度化された専門職大学は，国際通用性の議論から大学体系の内容となり，専門学校が入り込むのは大変困難な仕組みとなっている。

したがって，専門学校は専門学校として今後さらに複線化された教育機関の中でさらなる特徴化と社会的認知を得る活動をしてゆかなければならない立場にあるといえる。

大学は，学術研究的な教育のもと応用的能力を育成しており，卒業した若者は幅広い業種の中でその応用力を開花させる。つまり，社会のニーズに対応した具体的な職業能力を教育する構造にはなっていない。一方専門学校は，それぞれの産業から求められる特化した職業能力をカリキュラム化し，実践的に体験的な学習のもと各業種の即戦力として活躍できる能力を育成している。日本の産業における人材ニーズに対し，教育の比重をどこに傾ける必要があるかは明らかであると考える。

また，我が国では，普通教育志向の進学者が拡大しており，明確な進路意識・目的意識を持たないまま進学している者も多い。

専門学校は，高校生等の進路として実績があるのに，高校の進路指導上，専門学校の情報が極めて少なく，認知度が低いと言われている。その理由の一つに，高校現場における大学へ傾倒している進路指導の在り方がある。高校のレベルが古くから大学進学者数で評価される傾向や，職業体験を持たない教員の進路指導が要因として考えられる。高校卒業後の進路に対する情報提供の不足が若者の将来選択に影響を与えることの無いよう早急な改善が望まれる。

7. おわりに

職業実践専門課程は，まだスタートしたばかりではあるが，次の段階において「先導的試行」をさらに形の見えるものにしてゆく必要がある。自己評価の義務化も平成18年の学校教育法改正によりスタートしてから10年が過ぎた。今後，専門学校の価値を広く社会に伝えてゆくためにも，学校自身による教育の質の点検・評価と改善に関する主体的な取り組み（内部質保証）を進めることが重要になってくる。また，職業実践専門課程の質保証・向上の観点からは，認定後の取組充実の状況を確認し，促進する枠組みとして，第三者評価の導入を進めていくことが

必要になると考えられる。その際の第三者評価は，学校における内部質保証を前提にしたものとするとともに，学修成果をより意識した，専修学校の特色・強みを生かした，実効性のある第三者評価システムを構築していくことが望まれる。

＜参考文献＞

(1) これからの専修学校教育のあり方について（報告），これからの専修学校教育の振興の在り方検討会議，平成29年3月
(2) 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について（審議のまとめ），実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議，平成27年3月